



平成 23 年 11 月 4 日

各 位

会社名：株式会社 ダイナック
代表者：代表取締役社長 若杉 和正
(コード番号：2675 東証第二部)
問合せ先：取締役 管理本部長 法務・総務部長
品質保証本部長 CSR 推進担当
大和田 雄三
(電話：03 3341 4216)

決算期変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 12 月 22 日開催予定の第 67 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現 在：毎年 9 月 30 日

変更後：毎年 12 月 31 日

決算期変更の経過期間となる第 68 期事業年度は、平成 23 年 10 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までとなり、3ヶ月決算となる予定です。

2. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとなっておりますが、当社の親会社であるサントリーホールディングス株式会社の事業年度が毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までであること、当社を含むサントリーグループとして効率的な業務執行を行う必要性がますます高まっていること、当該親会社において I F R S (国際財務報告基準)への対応を検討していることなどに鑑みまして、同グループとして決算期を統一するため、当社の事業年度を毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更を行うものであります。

これに伴い、当社現行定款の一部(第 12 条、第 13 条、第 36 条、第 37 条および第 38 条)に所要の変更を行い、また、事業年度の変更にもなう経過措置として、附則を新設するものであります。

3. 定款変更の内容

変更の内容は【別紙】のとおりであります。

4. 日程

第67回定時株主総会開催日 平成23年12月22日(木曜日)予定

定款変更の効力発生日 同上

5. 今後の見通し

第68期(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)の業績見通しにつきましては、本日公表いたしました「平成23年9月期決算短信」に記載のとおりであります。

以上

【別紙】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>第1条～第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、<u>毎年9月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年12月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>第14条～第35条 (条文省略)</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、<u>毎年10月1日から翌年9月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第37条 当社は、株主総会の決議によって<u>毎年9月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年3月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> | <p>第1条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、<u>毎年12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p> <p>第14条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(期末配当金) 第37条 当社は、株主総会の決議によって<u>毎年12月31日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第38条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>附 則</p> <p><u>第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第68期事業年度は、平成23年10月1日から平成23年12月31日までの3ヶ月間とする。</u> <u>なお、本附則は、第68期事業年度経過後、これを削除する。</u></p> |